

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

令和2年4月1日～令和2年6月30日 契約締結分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国立療養所東北新生園庁舎電力契約	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年4月1日	東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区 本町1-7-1	4370001011311	会計法第29条の12 「長期継続契約」	49,608,397	49,608,397	100.0%	0				
国立療養所東北新生園第1水源電力契約	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年4月1日	東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区 本町1-7-1	4370001011311	会計法第29条の12 「長期継続契約」	1,211,843	1,211,843	100.0%	0				
国立療養所東北新生園第2水源電力契約	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年4月1日	東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区 本町1-7-1	4370001011311	会計法第29条の12 「長期継続契約」	1,068,611	1,068,611	100.0%	0				
オーダーリングシステム保守業務委託	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年4月1日	日本事務機株式会社 東北支社 宮城県仙台市青葉区 中央4-10-3	6011001058120	予決令第102条の4 第3号 「独占随契」	4,367,000	4,356,000	99.7%	0				
入所者委託治療	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年4月1日	独立行政法人国立病院 機構仙台医療センター 宮城県仙台市宮城野区 宮城野2-11-12	1013205001281	予決令第102条の4 第3号 「緊急随契」	6,159,618	6,159,618	100.0%	0				
島津製作所島津FPD搭載X線TVシステム移設作業	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年6月5日	株式会社 シバタインテック 宮城県仙台市若林区 卸町2-11-3	2370001003186	予決令第102条の4 第3号 「独占随契」	4,994,000	4,994,000	100.0%	0				
ハザードキャビネット移設作業	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年5月8日	株式会社 シバタインテック 宮城県仙台市若林区 卸町2-11-3	2370001003186	予決令第102条の4 第3号 「独占随契」	1,020,756	1,020,756	100.0%	0				
X線CT装置Alexion移設作業	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年6月3日	コニカミノルタジャパン 株式会社 ヘルスクエア カンパニー仙台営業所 宮城県仙台市青葉区 一番町1-2-25	9013401005070	予決令第102条の4 第3号 「独占随契」	3,710,300	3,710,300	100.0%	0				
一般撮影装置MRAD-A50S/2S型移設作業	支出負担行為担当官 国立療養所東北新生園 事務長 加藤 久弥 宮城県登米市迫町新田 字上葉ノ木沢1	令和2年6月4日	コニカミノルタジャパン 株式会社 ヘルスクエア カンパニー仙台営業所 宮城県仙台市青葉区 一番町1-2-25	9013401005070	予決令第102条の4 第3号 「独占随契」	2,063,600	2,063,600	100.0%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。